

弘前市条件付き一般競争入札 (電子入札用)

入札参加者マニュアル

※『事後審査型』条件付き一般競争入札に係る案件の場合は、そちらのマニュアルをご覧ください。

建設工事・建設関連業務共通

令和4年5月

弘前市上下水道部総務課総務契約係

電子入札に係る弘前市条件付き一般競争入札について

弘前市上下水道部では、入札における透明性・公平性の向上を図り、より一層の競争性を確保するため、「条件付き一般競争入札」を実施しています。

対象となるものは、原則として、

- ・ 設計金額が5百万円以上の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事
- ・ 設計金額が1千万円以上のとび・土工・コンクリート工事及び解体工事
- ・ 設計金額が50万円を超える測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

となります。

また、上記の対象工事及び建設関連業務の入札手続きは、新型コロナウイルス感染症対策や、入札書提出・入札立会いのための入札参加事業者の移動や接触機会を減らすほか、開札時間の短縮等を目的として、入札公告から落札者決定までの一連の入札手続きを、インターネットを通じて電子的に行う電子入札システムを用いて実施する電子入札の対象となります。

○条件付き一般競争入札とは？ <指名競争入札との違い>

「指名競争入札」は、入札に参加する業者を発注者である市が指名して行う入札ですが、「条件付き一般競争入札」では、業者の指名を行わず、公告により入札情報をお知らせし、業者の皆様判断で、入札参加の条件等に合致する場合に入札に参加していただくものです。入札参加の条件（資格）等については、それぞれの公告でお知らせしますので、ご確認のうえ参加してください。

○電子入札とは？

電子入札は、電子入札システム上において、発注者が各種通知書の発行や入札参加者が入札書等の提出を行うものです。そのため、入札参加者は、公告に定める期間中に、自社のICカードとパソコンを用いて電子入札システム上で入札書を提出（建設工事は、工事費内訳書も電子入札システム上で添付して提出）していただくこととなります。

○指名競争入札と条件付き一般競争入札との主な相違点は、次のとおりです。

項 目	条件付き一般競争入札	指名競争入札
入札への参加	公告で確認し、参加しようとする業者は、入札参加資格審査申請書を提出し、市から資格があると認められた場合に参加できる。	市が指名した業者が参加できる（指名通知あり）。
入札書の提出方法	（電子入札の場合） 電子入札システム上で行う。 （郵便入札の場合） 郵便局留めにより郵送する。	（電子入札の場合） 電子入札システム上で行う。 （上記以外の場合） 指定された日時及び場所で提出する。
入札の立会人	（電子入札の場合） 参加者の立会はなし。 （郵便入札の場合） 参加者の中から選任。	（電子入札の場合） 参加者の立会はなし。 （上記以外の場合） 参加者が立ち会う。

○発注案件の公告から入札結果の公表までの手順

※ 本ページの「第〇日目」の表示は、標準的な目安となる日数ですので、必ず各発注案件の公告で期日を確認してください。

※ 公告及び入札心得書、各種要領の内容を熟読したうえで入札に参加してください。

第1日目	発注案件の公表
	<p>公告日は原則として、月曜日と水曜日です。案件ごとに、市役所掲示場への公告、入札情報公開システムの各案件の発注情報ページ及び上下水道部総務課閲覧場所で公表します。入札公告には入札参加の条件等が記載されていますので、熟読のうえ参加申請の手続きをしてください。</p> <p>(⇒フロー①調達情報確認/発注図書取得)</p>



設計図書の縦覧
<p>設計図書は原則、入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに電子データで掲載しますので、ダウンロードして入手してください。</p> <p>※ 入札情報公開システムは、電子入札用のICカードがない場合でも、インターネットを閲覧できる環境があれば基本的には閲覧できます。</p> <p>(⇒フロー①調達情報確認/発注図書取得)</p>



第8日目 (工事)	入札参加資格審査申請書提出期限
第5日目 (コンサル)	<p>1. 入札参加資格審査申請</p> <p>入札に参加しようとする場合、公告に定められた期日までに以下のことを両方行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子入札システムによりシステム添付書（市様式）のみを提出。 (⇒フロー②競争参加資格確認申請書提出) ・FAXにより入札参加資格審査申請書その他の提出書類を提出。 <p>上記の電子入札システム及びFAXによる申請を受けた後、電子入札システムにより受付票を発行するので、電子入札システムで受付票を確認してください。</p> <p>(⇒フロー③競争参加資格確認申請書受付票受信)</p>



第10日目 (工事)	入札参加資格審査結果通知
第8日目 (コンサル)	<p>入札参加資格審査の結果は、公告に記載した期日までに、電子入札システムにより各業者に対して通知するので、電子入札システムで通知書を確認してください。</p> <p>(⇒フロー④競争参加資格確認通知書受信)</p> <p>なお、入札参加資格がないと認められた方は、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができます。</p> <p>※ 事情により電子入札システムでのシステム添付書提出が困難な場合は、紙入札参加承諾願を提出し承諾を得た後で、入札参加資格審査申請書その他の提出書類をFAXにより提出すること。</p>



第11日目（工事） 第5日目（コンサル）	質問書提出期限
第12日目（工事） 第8日目（コンサル）	質問書に対する回答
<p>設計図書に対する質問書の受付はFAXにより行い、回答は入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに掲載します（質問書の送付先は公告によりお知らせします。）。</p> <p>質問書の様式は、弘前市ホームページの上下水道部関連の入札・契約に係る「様式集」、又は入札情報公開システムの各案件の発注情報ページに掲載されている設計図書からダウンロードしてください。</p>	



第13日目～第17日目（工事） 第9日目～第15日目（コンサル）	入札書・工事費内訳書提出期間
<p>1. 入札書・工事費内訳書の提出方法（※工事費内訳書は建設工事のみ） （⇒フロー⑤入札書・内訳書の提出）</p> <p>（1）入札書 電子入札システムにおいて、各案件の入札書画面で「入札金額」及び「くじ入力番号（注）」を入力し、提出処理を行ってください。なお、入札書は、再提出できませんので、「入札書提出」ボタンを押す前に入力内容をよくご確認ください。 （注）同額抽選の際に使用するもの。任意の3桁の数字を入力してください。</p> <p>（2）工事費内訳書（※建設工事のみ） 工事費内訳書は、上記の入札書画面でファイルを添付して提出してください。 工事費内訳書の様式は、弘前市ホームページの上下水道部関連の入札・契約に係る様式集からダウンロードしてください。工事費内訳書には、入札金額の根拠となった工事費等を記入してください。なお、入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合、計算間違いがある場合は、その入札は無効となります。</p> <p>（3）紙入札の場合の入札書及び工事費内訳書 電子入札システムでのシステム添付書提出後、事情により電子入札システムを利用できない状況になるなど、電子入札に対応できない場合は、入札締切日時までの間に「紙入札参加承諾願」を提出し、市の承諾を受けてください。 紙入札参加承諾願を提出し、紙入札による入札参加を承諾された入札参加者は、開札日時に開札場所に入札書及び工事費内訳書を提出してください。 入札書と工事費内訳書は、ホチキス止めしてください。封筒に封入する必要はありません。 なお、紙入札参加承諾願を事前に提出せず、紙入札による参加を承諾されていない場合は、紙入札による入札参加はできませんのでご注意ください。</p>	

	<p>2. 入札の辞退</p> <p>入札書提出後に入札を辞退する場合は、開札日時より前に、電子入札システムにおいて「辞退申請書」の提出処理を行ってください。電子入札システムにより提出処理ができない場合は、上下水道部総務課に辞退申請書を持参して提出してください。</p> <p>なお、辞退申請書は、弘前市ホームページの上下水道部関連の入札・契約に係る「様式集」からダウンロードしてください。</p>
--	---



第18日目 (工事)	開札執行・落札者の決定
第16日目 (コンサル)	<p>通常、火曜日と木曜日に開札執行します。</p> <p>電子入札においては、入札参加者による開札の立会い及び傍聴は行いません。</p> <p>落札決定となるべき入札をした者が2名以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。くじは、入札書提出時に入力した「くじ入力番号」を用いて、電子入札システムの自動抽選機能で行い、順位を決定します。</p> <p>落札者を決定したときは、電子入札システムにより落札決定通知書を発行します。</p> <p>(⇒フロー⑥落札結果通知書受信)</p> <p>※ 入札（開札）には、入札参加者の立会い・傍聴は行いません。</p>



入札結果の公表
<p>入札結果は、入札情報公開システム及び上下水道部総務課閲覧場所で公表します。</p> <p>(⇒フロー⑦入札契約結果の確認)</p>